

次期男女共同参画計画・女性活躍推進計画の骨子案たたき台

計画策定の趣旨

滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画「パートナーシッププラン2020」が終期を迎えることから、計画策定後の社会情勢の変化等を踏まえ、令和3年度からの新たな計画を策定する。

計画の性格

- ①男女共同参画社会基本法および滋賀県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- ②女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するための計画

計画期間

令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）

現状と課題

政策・方針決定過程への女性の参画

企業や地域での女性リーダーが十分に増加していないほか、特定の事業分野・専門分野では依然女性の参画が進んでいない

- ・管理職に女性が占める女性の割合は、H27国勢調査では14.7%と全国39位の低さ。H29就業構造基本調査では、14.9%と全国23位まで改善
- ・管理職に女性が少ない理由としては、仕事と家庭の両立の困難さや、男性優位の意識などが多く挙げられている。
- ・自治会やPTA、農業委員、防災分野のリーダー等、多くの分野においての女性の意思決定への参画は3割に満たない。

男性・女性の仕事と生活の調和

男女とも仕事か家庭か二者択一の状況が解消されていない

- ・共働きかどうかにかかわらず、男性の家事・育児等の時間は1時間未満で、家事・育児の多くは女性が担っている。
- ・男性が家事・育児等に参画するためには、休業の取りやすい環境整備や夫婦間でのコミュニケーションなどが求められている。
- ・女性の育児休業取得率は80～90%台で推移しているが、男性は1～4%とほとんど進んでいない。
- ・女性が子育て時期に一時仕事をやめることを希望する理由は、育児への専念以外では、仕事と育児の両立の負担に関するものが多く挙げられている。

女性のM字カーブと就労形態

M字カーブは解消されつつあるが、パートタイム労働者の割合が高い

- ・近年働く女性が増加し、滋賀県でも女性の労働力率のM字カーブの谷は浅くなってきている。
- ・25～44歳の無職女性の6割、約2万6千人が就労を希望。
- ・M字カーブは40歳代で回復するが、正規の職員・従業員の割合より、パートタイム労働者の割合が高い。
- ・全国では女性の「継続就業」を理想とする割合が「再就業」を理想とする割合を上回り、年々その差は広がっているが、県では「再就業」が「継続就業」を上回っている。

女性に対する暴力や困難を抱える人々

女性に対する暴力は依然として深刻

- ・夫婦や恋人間で起きる暴力について「直接経験したことがある」男性は6.3%、女性は10.1%
- ・DVに関する配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、近年800～900件で横ばいで推移しているが、警察署における相談件数は増加傾向。配暴センターへのH30年度の通報件数は前年度から大きく増加
- ひとり親家庭、その他性別を要因とする困難を抱える人々の課題は複合的なものとなっている**
- ・H30年の母子家庭数は13,387世帯と増加傾向。母子家庭の母の年間就労収入の平均はH30年度調査で平均234万円（H26年度調査：平均216万円）

固定的な性別役割分担意識

各課題の背景にある性別役割分担意識、社会の様々な場面に埋め込まれたバイアスを見直す必要

- ・「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべき」に同感する割合は34.8%、同感しない割合は59.5%（参考：H26：同感する割合41.2%、同感しない割合53.2%）
- ・家庭内の事柄（食事のしたく、掃除・洗濯、育児、介護など）について、全般的に、理想でも女性が分担する比率がやや高くなっているが、現実にはさらに分担が女性側に偏っている一方、生活費を稼ぐことについては理想も現実も分担が極端に男性に偏っている。

新型コロナウイルス感染症等による新たな課題

- ・外出自粛によるDVリスクの高まりや、家庭責任が女性に集中していることによる負担の増大、女性の割合が高いケア労働者（保育、看護、介護等）の健康の確保の困難さ、不安定な雇用に就いていることによる離職・解雇等、女性に対する複合的な影響が懸念される。

基本理念

「男女ともに幸せ続く滋賀へ」

I 男女共同参画意識の浸透

II あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展

III 一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現

IV 男女の人権尊重と安心・安全な暮らしの実現

重視すべき視点

(仮) 男女共同参画の主流化に向けた取組の加速

(仮) 誰もが意欲や能力を発揮できる活力ある社会づくり

重点施策と取組の方向

I 男女共同参画意識の浸透

- ① アンコンシャスバイアス（無意識の偏見）解消に向けた啓発・教育
- ② 公共の分野をはじめとする様々な場面における男女共同参画の視点に立った表現の促進
- ③ 各分野で男女共同参画をリードする人材育成

II あらゆる分野での実質的な男女共同参画の進展

- ① 企業での女性の人材登用やリーダー育成の加速
- ② 地域活動（自治会、防災、まちづくり、環境保全等）での男女共同参画の一層の推進
- ③ スポーツ分野・農業分野など専門分野での男女共同参画の推進

III 一人ひとりの多様な生き方・働き方の実現

- ① 女性の就業機会の確保と主体的な学びや能力発揮に向けた支援
- ② 女性の起業支援と多様な働き方の普及
- ③ 仕事と生活の調和に向けた環境整備
- ④ 男性の家事育児等参画促進
- ⑤ 性別にとらわれない選択を可能にするライフ&キャリア教育

IV 男女の人権尊重と安心・安全な社会の実現

- ① 男女の人権が尊重される社会に向けての教育・啓発
- ② あらゆる男女間の暴力の根絶（DV、セクシュアルハラスメント、性暴力等）
- ③ 困難を抱える人々に対する支援
- ④ 生涯を通じた健康づくり

計画の総合的な推進

県の推進体制の充実、国・市町との連携、県立男女共同参画センターを核とした男女共同参画の推進、調査・研究の推進